

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月1日
【ファンド名】	マン AHL ダイバーシファイド償還時元本確保型ファンド (Man AHL Diversified Principal Protected Fund)
【発行者名】	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター 鈴木 惣太
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番 (287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1. 【提出理由】

マン AHL ダイバーシファイド償還時元本確保型ファンド (Man AHL Diversified Principal Protected Fund) (以下「ファンド」といいます。) に関して、以下のとおり投資方針の変更がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2. 【報告内容】

(1) 変更の内容についての概要

(注) 変更箇所には下線を付しています。

変更後の投資方針

・投資目的および投資方針

(前略)

投資配分

ファンドは、実勢金利等の諸要因に応じて、受益証券の当該時点の純資産総額の100%を上限とする当初目標投資配分の提供を追求する。運用成績と投資運用会社の裁量に従い、投資配分は受益証券の当該時点の純資産総額の110%まで目標投資配分を増加することができる。

投資運用会社は、望ましい目標投資配分を維持するために必要となる十分なトレーディング対象元本が存在することを確保するため、ファンドを継続的に監視する。トレーディング対象元本が当初の水準よりも相当程度減少した場合、長期的な投資目的を達成するためにファンドが最良の状態におかれていることを確保するため、残りのトレーディング対象元本を保護する目的で、積極的に投資配分に対する管理を行う場合がある。市況が変化した場合、投資運用会社は、ファンドの投資目的を維持するために、上記の投資配分の目標を変更することがある(注)。投資運用会社の裁量により、後記「・投資手法」に記載されている投資手法への投資配分が達成される日またはその後(以下「投資日」という。)に、当初目標投資配分が達成されることになる。

目標投資配分を達成するために、トレーディング・カンパニーは、金融機関および投資ピークルとの間で融資枠を含む様々な取決めを活用することができる。これらの取決めには投資戦略への投資配分を一定の状況下で減少させることを求める条項および一定の状況下でのかかる取決めの早期終了条項が含まれることがある。融資枠(そのすべてまたは一部)は、マン・グループ内の一もしくは複数の法的主体により提供されることがある。トレーディング・カンパニーは、直接または間接的に、信用枠、社債の発行、デリバティブ商品およびレバレッジ商品を含む、様々な種類の信用または金融のアレンジを利用するピークルに対して投資することができる。

いずれかの時点におけるすべての融資枠の最大レバレッジは、公表されている受益証券の純資産総額の75%またはトレーディング・カンパニーの取締役会が随時合意するその他の額となる。

また、トレーディング・カンパニーは、短期的流動性ニーズを満たすために、担保付または無担保の流動性ファシリティを活用することができる。かかる流動性ファシリティ(そのすべてまたは一部)は、マン・グループ内の一もしくは複数の法的主体により提供されることがある。

(注) ファンドは、本書に記載されている投資配分を達成し、維持する予定であるが、運用実績によっては上記の配分水準が達成されないことがある。更に、ファンドの(関連するトレーディング・カンパニーを通じての)投資手法の提供を行うために選択されたプログラムおよび投資スタイルへの投資配分の水準を維持することができなくなるような水準へのトレーディング対象元本の価値の異常な減少時には、これらのプログラムおよび投資スタイルへのファンドによる投資配分を減少させるか、または中止する必要が生じることがある。

平成30年6月1日付で、投資運用会社の推奨に基づきかつ受託会社の承認に従い、ファンドは、ヘッジファンド・ポートフォリオに対する投資配分を恒久的にゼロまで削減し、すべての残存する投資元本を元本確保商品および/または現金等で保有する。

（中略）

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社

受託会社は、ファンドのために、管理会社の同意および助言を得て、（ ）トレーディング・カンパニーにより受託会社に対し発行されるパフォーマンス・ローン債および（ ）ゼロ・クーポン債発行会社により受託会社に対し発行されるゼロ・クーポン債に投資する。

ゼロ・クーポン債の購入およびファンドの設立費用（後記「４ 手数料等及び税金」の項に記載される。）の支払のために必要な金額の控除後、受益証券の発行手取金の未使用残高は、トレーディング・カンパニーにより発行されるパフォーマンス・ローン債の買付申込みに使用される。トレーディング・カンパニーは、かかる申込金を、融資枠に基づき借り入れた資金と共に後記「 ．投資手法」の項に記載されている投資戦略への投資額を得るために使用する。

各パフォーマンス・ローン債には、パフォーマンス・ローン債勘定に対し比例する持分権が表章されている。パフォーマンス・ローン債の発行要項には、いずれの取引日においてもパフォーマンス・ローン債が償還可能であることが規定されている。これにより、受託会社は、受益者からの買戻請求があった場合に受益証券を買い戻す受託会社の義務を履行するために、いずれの取引日においても適切な数のパフォーマンス・ローン債の償還を請求することができる。パフォーマンス・ローン債は、償還日に支払期日を迎え満期となる。

各ゼロ・クーポン債は、ファンドのために行為する受託会社に対しゼロ・クーポン債発行会社により割引発行される。各ゼロ・クーポン債は、償還日前に償還、買戻しまたは取消しをされない限り、償還日にゼロ・クーポン債発行会社によりゼロ・クーポン債額面金額（１米ドル）で償還される。

ゼロ・クーポン債発行会社により発行され、かつファンドのために行為する受託会社により購入されるゼロ・クーポン債の総数は、ファンドにより発行される受益証券の口数の100%相当とする。これにより、ファンドは、受益者に対し償還日において受益証券への当初投資額の少なくとも100%の償還を達成することを目標とする。

ゼロ・クーポン債発行会社は、重要契約の条項に基づき、その行為に関し相当の制限を受ける。

平成30年６月１日付で、投資運用会社の推奨に基づきかつ受託会社の承認に従い、ファンドは、ヘッジファンド・ポートフォリオに対する投資配分を恒久的にゼロまで削減し、すべての残存する投資元本を元本確保商品および／または現金等で保有する。

（後略）

．投資手法

（前略）

受益証券の投資配分の増加

ファンドは、トレーディング・カンパニーを通じて投資することにより、当初投資配分を、ＡＨＬダイバーシファイド・プログラムへの目標投資配分を100%を上限としつつ受益証券の当該時点の純資産総額の100%を上限とすることを目標とするが、運用成績によっては、投資配分を受益証券の当該時点の純資産総額の110%まで増加することができる。この投資配分の水準は、ＡＨＬダイバーシファイド・プログラムへの投資が証拠金取引によって支えることができるという事実（すなわち、ＡＨＬダイバーシファイド・プログラムへの投資配分を100%とするために必要な証拠金は比較的低水準であるという事実。例えば、運用開始時には、調達金額の約20%でＡＨＬダイバーシファイド・プログラムへの投資配分を100%とすることができる。）により達成することができる。

平成30年６月１日付で、投資運用会社の推奨に基づきかつ受託会社の承認に従い、ファンドは、ヘッジファンド・ポートフォリオに対する投資配分を恒久的にゼロまで削減し、すべての残存する投資元本を元本確保商品および／または現金等で保有する。

（後略）

（２）当該変更の年月日

平成30年 6 月 1 日